

平成18年11月27日月曜日

ダムに依らない“真の治水”の要望と公開質問状

山形県知事 齊藤 弘 殿
山形県土木部長 池田 隆 殿

最上小国川の“真の治水”を考える会
代表 押切喜作
事務局長 草島進一

先般11月24日、これまでの検討経緯について県側から説明がありました。その後、質疑応答がありましたが、経過の説明を聞いていて、私たちは、これまでの治水策、環境面での議論がいかに不十分だったか、又説明不足だったかを再認識する結果になりました。また、当日もたった一時間足らずで質疑打ち切りとなり、これまで開かれた公聴会と同様、議論が尽くされたといえるものではないと確信いたしました。

委員会の構成について、土木部長は「『純粹客観的に審議した』と委員の方が言っていた」と主張されましたが、委員会構成の内、「専門家」として河川工学者がダム推進・容認論のみ主張されていた風間氏 一人のみであった。ということであれば、他のメンバーが「客観的に話している」といっても河川の技術的な議論は、その「専門家」の方の意見に従う結果になることは当然であります。治水対策について、真の議論は、ダムによる治水論者と、ダムによらない治水論者がはじめて成立します。そのこと一つとっても、これまでの流域小委員会の議論は極めて不当であります。

県の説明は一応は3案を示したようになっていましたが、ダム案については問題点が指摘されず、メリットだけが強調されています。

つまり、県のこれまでの説明は、穴あきダムのメリットを強調し、他の案についてはどちらかというとデメリットを強調し、ダム案に誘導してきたことを強く感じるものでありますし、こうした、穴あきダムのデメリットの部分を慎重に考慮にいれご判断いただきたいと、希望するものであり、又、改めて、“真の治水”的あり方について再検討をすべく、真の治水代替案（基本方針）の作成に加わった専門家との再協議を更に求めるものです。

今本博健 京都大学名誉教授 河川工学元防災研究所所長 は、最上小国川ダム

の問題点を次のように指摘しています。

最上小国川ダムは旧来型の治水方式であり、真の治水の「3要件」を満たしていない。

□治水機能が限定的である。

1)計画規模を超える洪水に対しては治水機能を発揮せず、下流での急激な水位上昇により、逃げ遅れなどで被害を大きくする恐れがある。

2)ダムの集水面積は37.5km²に過ぎず、治水上の効果が現れるのは直下流の赤倉温泉などのごく限られた地域のみである。

3)「穴あきダム」は、計画規模以下の中小洪水には調節効果がなく、効果を発揮するのは文字通りの数十年に1度だけである。

4)放流口が1門しかなく、それが巨石や流木などにより閉塞されると、重大な支障となる。放流口の数を増やせば大きさを縮小せねばならず、閉塞の恐れがさらに大きくなる。

□河川環境に重大な影響をもたらす恐れがある。

1)穴あきダムでも、短期間であるにせよ、洪水の濁水を貯留する。このことにより湛水域の樹木は枯死し、生物は死滅する恐れがある。

2)ダム建設予定地点上流に2基の砂防ダムが設置されているが、このことは上流からの土砂の供給が多いことを意味している。こうした土砂のうち粒径の大きな砂礫は洪水の減衰時に排出されない恐れがある。

3)湛水域に貯まった細かな土砂は洪水後にも排出され続けるため、濁水状態が長期化する恐れがある。

4)河川環境や土砂移動についての説明は定性的であり、定量的な検討が不足している。

□日常にも役立つ治水という視点が欠けている。

1)赤倉温泉の一部の建物は川にせりだしており、清流を活かしていない。

2)川の両岸に増水時には水没する程度の高さの歩道を新設し、清流に親しめるようにするとともに、河道の流下能力の増大をはかるといった検討がなされていない。

以上。

なお、私たちは、現在推し進められようとしている穴あきダム案に対して以下なる疑問があり、回答を求めるものです。

1) 穴あきダムの環境への影響について

「日本屈指の清流最上小国川を環境影響の実験台にするのですか？」

最上小国川は、「松原鮎」の里として有名なアユが数百万匹天然溯上する清流です。最新の穴あきダムである益田川ダムのある島根県益田川は、隣接する清流高津川と異なり、昭和のはじめに紡績工場の誘致に伴う廃液を流す段階で漁業権を県が買い上げている川でした。又、最新の益田川ダムでも環境アセスはおこなっておらず、事前事後で魚類の個体数の定量的な実測などがおこなわれておりません。

先日、最上町でのダム推進の説明会で講演し、△水質や環境、景観などに変化はほとんどない。△貯水池が常に空であり、管理が容易△スイスなど、海外で有効に機能している。などを挙げ、「穴あきダムは21世紀のダムとして提案できる」とした角 哲也氏に対し、今本博健 京都大学名誉教授（河川工学 元京大防災研究所 淀川水系流域委員会 委員長）は、「環境にほとんど影響がない」という科学的根拠を示せと11月14日に質問状を送っておられます、しかし、未だ回答はありません。

先般の説明会でも、県が主張している「穴あきダムは環境に影響がほとんどない」について、科学的根拠を質問いたしましたが、具体的な根拠を示した回答は全くありませんでした。

漁業権があり、小国川ほどの魚類数、生態系に匹敵する清流環境のある河川での運用実績、環境モニタリング、魚類数の変化などの実績を示してください。

また、「環境に影響がない」科学的根拠を示してください。

2) ダムのコンクリートには寿命があります。例えば熊本、球磨川の荒瀬ダムは完成後50年で撤去が決定しました。ダムの寿命がきて、撤去することになると大変に巨額な費用がかかります。つまり、ダムでは永続的な治水を叶える事はできないのではないか。穴あきダムは、ある一定程度は土砂がたまることを防ぐことは可能かもしれません、このコンクリート本体の寿命という問題はつきまといます。米国ではすでに老朽化した600ものダムを撤去する時代にはいっていますが、この撤去コストははかりしません。

結局、次の世代に莫大なツケを背負わせることになります。ダムの寿命をむかえたら、巨大産業廃棄物の行方と、流域の治水はどのようにしておこなうのでしょうか。

- 3) 建設コストについて、ダム案が他の案よりも30億円低く見積もられていますが、例えば月山ダムの場合、780億円の計画が1780億円になりました。結果的に130億なのか甚だ疑問です。最上小国川ダムとほぼ同規模の益田川ダムは総事業費300億円です。また、他の穴あきダム計画地のダムデザイン検討委員会では、ダム上流で水位変動が激しく斜面崩壊を起こしやすいため、上流部ののり面や斜面保護工事、地滑り対策工事が続けられる可能性があり、莫大な費用がかかるのではないかと指摘されています。130億円の中にこうしたコストははいっているのでしょうか。また、それぞれの案の積算根拠を示してください。

最後に、今年8月13日の朝日新聞一面には「あふれる治水」という表題で、来年度に国交省は、公共事業費減を背景に、堤防整備が遅れている河川の流域で伝統的治水施策の「二線堤」や「輪中堤」を整備する新たな治水策を検討し、制度の創設を予定しているとの記事があります。要するにダムだけではない、治水策が紹介されております。(別紙)

また、この国の動きを受けて、筑後川流域でも、そうした治水策を採用しようと研究がおこなわれはじめているとの報告もあります(別紙)。

「一定規模以下の洪水では水害を発生させない」というこれまでの方式を

「いかなる大洪水でも少なくとも壊滅的な被害を回避するようにする」

「自然環境に対して重大な影響を与えないようにする」

「治水に役立つだけでなく、まちづくりにも役立つようにする」

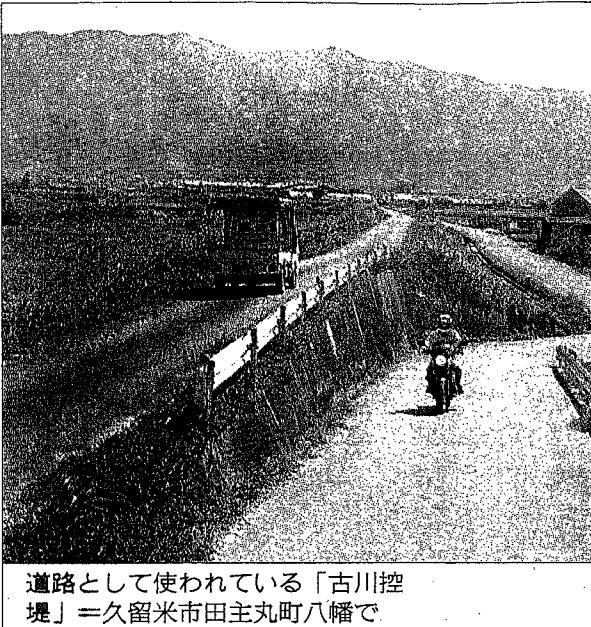
これを今本博健先生は、「真の治水の三要件」と呼んでいます。

こうした“真の治水”策がまさに21世紀型の治水策であり、今後普及が進むだろうことをこの2つの報告は示唆しているのではないでしょうか。

私たちは、このような新しい制度も考慮にいれ、また、新潟水害の後、五十嵐川で400軒もの家屋移転を伴いつつも河道改修をおこなっている事なども考慮にいれ、赤倉温泉地域の河道拡幅案による治水策についてもっともっと検討すべきであり、まだまだ検討の余地があると考えております。

ダムによって栄えた町はありません。

日本の遺産ともいべき、日本屈指の清流環境と天然アユ「松原鮎」をいかし、持続可能な、赤倉温泉地域の真の活性化と、真の治水を叶えるために、ぜひ、賢明なる知事のご判断をいただきますよう、よろしくお願ひ申しあげます。



道路として使われている「古川控堤」=久留米市田主丸町八幡で

ダムと堤防主体の治水から、川があふれる」とを前提とした伝統的な治水技術の活用へと国土交通省が新たな方針を打ち出すなか、同省筑後川河川事務所（久留米市）は、筑後川中流域に残る歴史的治水施設を初めて実地調査し、報告書「今なお残る先人たちの知恵、筑後川の控堤」にまとめた。九州一の大河による水害と戦い続けてきた人々の「遺産」が、再び脚光を浴びている。

（奥村智）

先人の治水施設 脚光

福岡

報道センター
092-411-1132
FAX 092-461-0607
経済 411-3711
FAX 411-1142
文化 411-1221
FAX 481-6552
スポーツ 411-1500
FAX 452-0895
写真 411-0903
販売部 477-6016
広告部 411-1321
福岡西支局 322-6505
FAX 324-0801
太宰府支局 928-8130
FAX 928-8640
宗像 0940-37-2566
FAX 0940-37-3168

福岡・北九州アサヒコム
<http://mytown.asahi.com/fukuoka/>

購読・配達のご用は
(7~21時)
0120-33-0843
広告は
441-1211
(福岡朝日広告社)
オリコミは 526-1231

きょうの天気

6~12時 降水確率 12~18時

0	福	岡	0	0
0	八	幡	0	0
0	行	橋	0	0
0	飯	塚	0	0
0	久	留	米	0

福岡	北北西	飯塚	北西	久留米
八幡	西北西	北西	西北西	北
行橋	西北西	西北西	西北西	西北西

温	岡	幡	橋	塚	米
最高度	16度	15度	17度	15度	17度
湿度	50%				

福	北	南	東	飯	塚
岡	西北	西	南	留	米
八	西	北	東	北	北
行	北	北	北	北	北

温	岡	幡	橋	塚	米
最高度	10度	10度	10度	10度	10度
湿度	50%				

福	北	南	東	飯	塚
岡	西北	西	南	留	米
八	西	北	東	北	北
行	北	北	北	北	北

温	岡	幡	橋	塚	米
最高度	10度	10度	10度	10度	10度
湿度	50%				

福	北	南	東	飯	塚
岡	西北	西	南	留	米
八	西	北	東	北	北
行	北	北	北	北	北

温	岡	幡	橋	塚	米
最高度	8度	10度	10度	10度	10度
湿度	50%				

福	北	南	東	飯	塚
岡	西北	西	南	留	米
八	西	北	東	北	北
行	北	北	北	北	北

温	岡	幡	橋	塚	米
最高度	11月17日	11月17日	11月17日	11月17日	11月17日
湿度	50%				

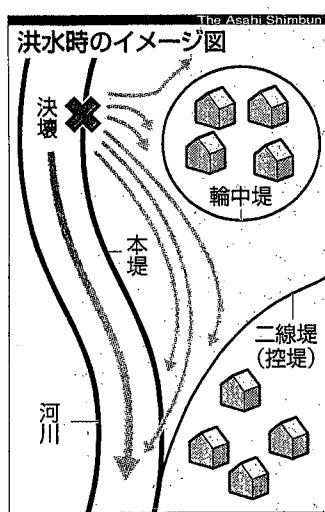
福	北	南	東	飯	塚
岡	西北	西	南	留	米
八	西	北	東	北	北
行	北	北	北	北	北

温	岡	幡	橋	塚	米
最高度	11月17日	11月17日	11月17日	11月17日	11月17日
湿度	50%				

筑後川中流域の「控堤」

国交省事務所

氾濫域狭める機能 報告書で保全提言



久留米市東部、筑後川支流の巨瀬川。左岸の近くを高さ約5mの堤防道路が走る。かつての二線堤(控堤)だ。筑後川の堤防の決壊などで氾濫した水を受け止め、巨瀬川を通じて再び筑後川に戻すことで氾濫の拡大を防ぐ。現在も、筑後川からみて控堤の上流側には畑が広がるのに対し、下流側は住宅地が密集している。「筑紫次郎」の異名を

すことで氾濫の拡大を防ぎ、住宅地を守る役目を果たす。

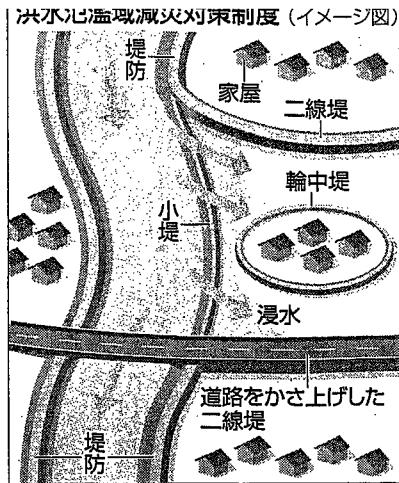
持つ筑後川は、昔から洪水の多い「暴れ川」として知られた。中流域にあまり見られない控堤の多くは、九州の他の河川ではような治水施設が各地に残る。同事務所は「あくまで連続堤防の補完的役

に」としながらも、今年7月に策定した筑後川の整備計画に「歴史的な治水施設の保全」を盛り込んだ。同事務所は計画策定に際し、実地調査を初めて担当した師岡文惠

なお……」を作成した。

一方で、道路と交差するため高さが切り下げられると、氾濫時に遊水池にならざるを得ない。一方で、道路と交差す

るため高さが切り下げられて治水機能が低下し



堤防・ダムだけを転換

河川の水があふれることを前提として洪水から住宅地を守る「洪水氾濫域減災対策制度」（仮称）を来年度から創設する方針を決めた。次の通常国会で関連新法の制定をめざす。これまで国の治水政策は、あらゆる河川に堤防を築き、上流にダムを建設して洪水を封じ込める手法に重点を置いてきた。これに対して公共事業費が減り続ける中、記録的豪雨が頻発する近年の傾向を踏まえ、川があるとしても住宅被害を最小限にとどめる新しい治水の仕組みづくりを本格化させる。（本山秀樹）

本山秀樹

公共事業費減で国交省

住宅地周囲に「堤

事業対象地域の川沿いの堤防は、本格的改修の時期までは小規模なまま（小堤）にとどめ、豪雨の際に川の水が安全にあふれるようにする。あふれた水が流れ込む地区は、氾濫時に^{おもに}遊水池的な機能を担なうこじりのないよう、建物の敷地での盛り土や開発を規制

遅れて二川の流域のうち、過去に浸水被害にあつた地域が対象。住宅密集地区と田畠の境にある道路や鉄道の線路などをかさ上げするなどして二線堤を築き、住宅地を洪水から守る。また、二線堤で守れない地区は、住宅地の周囲に輪中堤を造り、浸水が中に及ばないようにする。

二線堤や輪中堤を活用した治水は80年代以降、肱川（脇川）^{（脇川）}や吉田川（豊城県）などで先行的な事例があるが、自治体独自の取り組みだつたりし、事業の対象地域を決める手続きの統一的

員らの抵抗も手なし新法制定へ少なくない。流域すべてを守る目標を掲げないが、完結には時間がかかるから発する農村があふれるのを前にもう一度言つておきたい」

あふれさせる治水

な規定がなかつた。
対象地域は、川を管轄する国や都道府県が地図の同意を得て指定する。選定をめぐり不公平感を持たれないよう、計画策定の際には住民などの意見を聞く機会を設ける。

堤防を築き、堤防で洪水を防げなければ、ダムを造るのが基本。多額の費用と時間がかかるため、中上流域の整備は遅れがちで、各地で浸水被害が繰り返されてきた。

水の「封じ込め」から「減災」へと治水政策を転換。新制度はこうした考えに基づく。